

放課後児童健全育成事業所 運営主体各位

横浜市こども青少年局  
放課後児童育成課長

放課後児童健全育成事業所の夏季休業期間終了後の対応について（通知）  
＜新型コロナウイルス感染症関連通知 その 33＞

日頃から、本市の放課後施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
また、これまでの間、感染症・熱中症対策を行いながらも、感染防止に御尽力くださり、心よりお礼申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、9月12日まで延長され、これに基づき、神奈川県において「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が改めて示されました。

これらによると、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業所）については、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請する旨が示されています。

一方、市中の感染拡大を踏まえ、本市の小学校では、8月末までの臨時休業、短縮授業の実施及び学校開放・部活動が中止等となります。

このような状況を踏まえ、夏季休業期間終了後の放課後児童健全育成事業所における対応を、次の通りとします。

今後、感染状況等により対応に変更が生じる場合には、改めてご連絡いたします。

1 夏季休業期間後の対応方針（授業開始予定日～9月12日）

緊急事態宣言期間中（9月12日まで）は、引き続き、感染防止策の徹底を行いつつ、原則として開所します。

ただし、感染リスクの高いおやつ提供は原則中止とし、利用児童の状況に応じて（次頁3参照）提供を行うことは可とします。

(1) 放課後キッズクラブ

「遊びの場」として実施している 区分1の利用は中止し、受入れは留守家庭児童である区分2の児童のみとします。（密を避けることができ、定員に余裕がある場合のみ、一時利用者（800円/回）の受入れは可能）

(2) 放課後児童クラブ

通常通り開所

2 学校の休校措置及び短縮授業に伴う放課後児童健全育成事業所等の対応

(1) 授業開始予定日から8月31日までの休校措置について

本市の小学校は、授業開始予定日から8月31日までは、臨時休校となります。

この期間は、給食の提供がない期間でもあるため、午前中に学校が放課後事業を利用する児童の受入れを実施します。受入れ対象は基本的に1～3年生の児童ですが、4～6年生の児童については、家庭にいられない事情がある場合は個別に学校に相談することで受入れが可能となります。

児童は、学校で昼食を食べた後、利用するクラブに向かいますので、各事業所は、概ね12時以降に開所し、利用児童を受け入れてください。

## (2) 9月1日～9月12日までの短縮授業について

9月1日～9月12日までは、学校が短縮授業を行います。

学校の短縮授業に合せての放課後児童健全育成事業所の開所時間の前倒しは行ないません。

概ね14時30分までは、放課後児童健全育成事業を利用する児童の居場所の確保を学校が行いますので、各事業所は、放課後の空白時間が生じないように、概ね14時30分以降に開所し、利用児童を受け入れてください。

## 3 おやつ取り扱いについて

食事の際はマスクを外すため感染リスクが高まることから、おやつの提供は原則中止とします。

ただし、迎えの時間が遅い場合やご家庭の事情など、おやつの提供が必要であると保護者から申し出があり、事業所において、より一層の感染防止対策を講じることが可能な場合は、おやつの提供を行ってください。

## 4 感染防止策の徹底

「横浜市放課後児童健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の内容を改めて事業所内で共有・確認をするとともに、引き続き、一層の感染防止策に取り組んでください。

職員は、児童が来所する前に体調確認（検温）し、体調が悪い時は出勤しないでください。

また、児童の受入れにあたっては、児童の入室時に体調確認（必要に応じて検温）したうえで、受入れをしてください。

## 5 保護者への周知

今回の対応に関する保護者への周知については、本市から保護者への連絡事項を記載した「お知らせ文」（別紙2・3）を作成しました。大変お手数をおかけしますが、（キッズクラブは必要に応じて学校と調整後に、児童クラブは配布の必要性に応じて、）保護者にお渡しください。

### <添付資料>

別紙1 感染防止対策への協力について（次育第2295号 令和3年8月18日 神奈川県福祉子どもみらい局）

別紙2 保護者向けお知らせ文（キッズクラブ用）

別紙3 保護者向けお知らせ文（児童クラブ用）

別紙4 事業所向けFAQ（キッズクラブ用）

別紙5 事業所向けFAQ（児童クラブ用）

こども青少年局放課後児童育成課  
放課後キッズクラブ担当  
TEL：671-4068  
放課後児童クラブ担当  
TEL：671-4446

次育第 2295 号

令和 3 年 8 月 18 日

各市町村子ども・子育て支援新制度主管課長 殿

神奈川県福祉子どもみらい局

子どもみらい部次世代育成課長

### 感染防止対策への協力について

本県の子ども・子育て支援の推進につきまして、日ごろから御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 3 項に基づく緊急事態宣言が 9 月 12 日まで延長されたことを受け、県では、別添「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を改定し、大規模施設等への入場制限を要請すること等を決定しました。

保育所等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所をお願いしていることに変更はございません。

各市町村におかれましては、「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）」（令和 2 年 5 月 14 日付け厚生労働省子ども家庭局保育課ほか事務連絡）等を御参考の上、引き続き感染予防対策について御指導いただきますとともに、本通知の内容を周知するようお願いいたします。

#### 別添

- 1 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針
- 2 第41回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議資料

問合せ先

（保育関係）

保育・待機児童対策グループ

電話 045-210-4663

（放課後児童健全育成事業関係）

子育て支援人材グループ

電話 045-210-4687

令和3年8月23日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局  
放課後児童育成課長

## 放課後キッズクラブの夏季休業期間終了後の利用について

日頃から、放課後キッズクラブの運営にご協力いただき、ありがとうございます。

現在、新型コロナウイルスによるかつてない感染拡大を受け、緊急事態宣言の期間が9月12日までに延長されています。

この強い感染拡大の状況を踏まえ、市立学校では臨時休業や短縮授業の実施の他、学校開放等が中止されます。放課後キッズクラブでは、お子さまが安心して過ごすことができるよう、感染症対策や暑さ対策に取り組みながら、引き続き開所してまいります。クラブでの感染症が発生した場合、お子さまとご家族の健康や、学校の教育活動等に大きな影響を生じさせてしまう可能性があることから、夏季休業期間終了後の利用について、次の通りといたします。

引き続き、クラブではガイドラインに基づいた感染症対策とお子さまの健全な育成に配慮しながら運営に努めてまいりますので、ご家庭でもお子さまの健康管理等にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、今後、感染状況等により対応に変更が生じる場合には、改めてご連絡させていただきます。

### I 放課後キッズクラブの利用について

夏季休業期間後から緊急事態宣言期間中（9月12日まで）は次の通りとします。

#### (1) すくすく区分【区分2A、2B】

感染防止策の徹底を行いつつ、原則として放課後から19時まで開所しますが、感染リスクの高いおやつの提供は原則行いません。ただし、お子さまの状況に応じて、クラブが対応可能な場合は、提供しますので、必要な方は直接クラブにお申し出ください。

また、学校が臨時休業となる8月末までの平日の午前中から昼食の喫食が終わるまでについては、学校による緊急受入れをご利用ください。4～6年生の児童についても、家庭にいられない事情がある場合は個別の状況に応じて学校にご相談ください。

#### (2) わくわく区分【区分1】

わくわく区分は「遊びの場」を目的としていることから、感染急拡大の状況下の中では、利用を中止します。

一時利用（800円/回）はクラブの定員に余裕がある場合にのみ受入れが可能です。

裏面あり

## 2 利用にあたってのお願い

毎日の健康観察を徹底していただき、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は、クラブを利用できません。また、室内や一定の間隔が保てない場合には、マスク着用の徹底をお願いします。

クラブにおいても、必要に応じてお子さまの体温を計測し、発熱等が認められる場合には、お子さまの受入れができません。また、過去に発熱や呼吸器症状が認められる場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸時症状が改善傾向となるまではクラブの利用はできません（「横浜市市放課後健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」より）ので、感染拡大防止にご協力ください。

風邪気味など体調不良の時は熱中症になりやすくなるため、いつも以上に注意が必要です。クラブを利用する前に、お子さまの体調を確認していただき、お子さまの体調が普段と違う場合は、無理をせず、ご家庭で安静にする等の対応をお願いします。また、同居の方の体調不良がお子さまへの健康に影響が懸念される場合は、お子さまの体調不良時と同様に、利用をお控えいただくようお願いいたします。

## 3 その他

放課後キッズクラブは学校施設を活用した居場所であるため、活動スペースが限られているクラブもあります。3密にならないよう、学校にも協力をいただきながら環境を整えています。家庭で過ごすことが可能な場合にはクラブの利用を控えることについても検討していただきますようお願いいたします。

## 4 新型コロナウイルス感染症に係る通知等について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/houkago-kids/houkagokoronatuuti.html>

本市トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>放課後児童育成事業>新型コロナウイルス感染症に係る通知等について

放課後キッズクラブの利用に関するお問い合わせについては、直接利用するクラブへお問い合わせください。

担当 こども青少年局放課後児童育成課

TEL 671-4068

令和3年8月23日

保護者の皆様へ

横浜市こども青少年局  
放課後児童育成課長

## 放課後児童クラブの夏季休業期間終了後の利用について

日頃から、放課後児童クラブの運営にご協力いただき、ありがとうございます。

現在、新型コロナウイルスによるかつてない感染拡大を受け、緊急事態宣言の期間が9月12日までに延長されています。

この強い感染拡大の状況を踏まえ、市立学校では臨時休業や短縮授業の実施の他、学校開放等が中止されます。放課後児童クラブでは、お子さまが安心して過ごすことができるよう、感染症対策に取り組みながら、引き続き開所してまいります。クラブでの感染症が発生した場合、お子さまとご家族の健康や、学校の教育活動等に大きな影響を生じさせてしまう可能性があることから、夏季休業期間終了後の利用について、次の通りとさせていただきます。

引き続き、クラブではガイドラインに基づいた感染症対策とお子さまの健全な育成に配慮しながら運営に努めてまいりますので、ご家庭でもお子さまの健康管理等にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、今後、感染状況等により対応に変更が生じる場合には、改めてご連絡させていただきます。

### 1 放課後児童クラブの利用について

夏季休業期間後から緊急事態宣言期間中（9月12日まで）は、感染防止策の徹底を行いつつ、原則として開所しますが、感染リスクの高いおやつ<sup>※</sup>の提供は原則行いません。ただし、お子さまの状況に応じて、クラブが対応可能な場合は、提供を行うことも可としていますので、各クラブにお尋ねください。

また、学校が臨時休業となる8月末までの平日の午前中から昼食の喫食が終わるまでについては、学校による緊急受入れをご利用ください。4～6年生の児童についても、家庭にいられない事情がある場合は個別の状況に応じて学校にご相談ください。

### 2 利用にあたってのお願い

毎日の健康観察を徹底していただき、体調不良（発熱、せき、倦怠感、息苦しさ、頭痛の症状等）の場合は、クラブを利用できません。また、室内や一定の間隔が保てない場合には、マスク着用の徹底をお願いします。

裏面あり

クラブにおいても、必要に応じてお子さまの体温を計測し、発熱等が認められる場合には、お子さまの受入れができません。また、過去に発熱や呼吸器症状が認められる場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、呼吸時症状が改善傾向となるまではクラブの利用はできません（「横浜市市放課後健全育成事業所のための新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」より）ので、感染拡大防止にご協力ください。

風邪気味など体調不良の時は熱中症になりやすくなるため、いつも以上に注意が必要です。クラブを利用する前に、お子さまの体調を確認していただき、お子さまの体調が普段と違う場合は、無理をせず、ご家庭で安静にする等の対応をお願いします。また、同居の方の体調不良がお子さまへの健康に影響が懸念される場合は、お子さまの体調不良時と同様に、利用をお控えいただくようお願いいたします。

### 3 その他

家庭で過ごすことが可能な場合にはクラブの利用を控えることについても検討していただきますようお願いいたします。

### 4 新型コロナウイルス感染症に係る通知等について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/houkago-kids/houkagokoronatuuti.html>

本市トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>放課後児童育成事業>新型コロナウイルス感染症に係る通知等について

放課後児童クラブの利用に関するお問い合わせについては、直接利用するクラブへお問い合わせください。

担当 こども青少年局放課後児童育成課

TEL 671-4446